



あつぎ

法人ニュース



冬から春に旬を迎えるイチゴ  
(写真提供/厚木市)

2023年

## 新年のごあいさつ



公益社団法人 厚木法人会

会長 黄金井 康巳



令和5年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご心よりご祝詞を申し上げます。

昨年を顧みますと、依然として新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった一年でありました。さらに、急激な円安により、輸入コストは急激に上昇し、さまざまな商品が値上げされる原因となりました。また、海外ではロシアによるウクライナへの侵攻など、連日報道がなされています。私も企業を取り巻く環境は、多方面にわたる先行き不透明な大変厳しい経済環境でありました。

一方、北京オリンピック・パラリンピックをはじめ、国際大会等では、多くの日本代表選手が活躍しメダルの獲得や輝かしい成績を収めるなど、明るい話題もありました。

私も法人会は、企業の発展を支援

し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。税知識の普及や納税意識の高揚、税制改正に関する提言活動をはじめ、租税教育活動や地域への社会貢献活動を中心とした事業を展開しています。同時に、異業種交流による情報交換を図りながら、会員相互の親睦・交流事業等を実施し、魅力ある法人会を目指していきたくと考えております。会員の皆様方には、今後とも法人会活動に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年（卯年（癸卯・みずのとう））です。卯（うさぎ）は穏やかで温厚な性質であることから、「家内安全」。また、その跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれてきました。他にも「植物の成長」という意味もあり、新しいことに挑戦するのに最適な年といわれています。より実りある飛躍の一年になるよう期待と希望を持ち、新たな発展へと繋げて参りたいと思います。

本年が皆様並びに会員企業にとりまして、より良き年になりますようご祈念申し上げます。新年のあいさついたします。

厚木税務署

署長 高橋 雄治



令和5年の年頭に当たり、公益社団法人厚木法人会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

黄金井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政全般にわたり、深い御理解と格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の貴会の活動におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続き活動が困難な中ではありましたが、青年部会、女性部会を中心とした管内小学校での租税教室への講師派遣、「税を考える週間」の地方公共団体における懸垂幕の設置やZOOMによるオンライン配信を使用した地域ふれあい講演会の開催など、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をしていただきました。このような貴会の活動に対しまして、心から敬意を表しますとともに、本年も引き続き、地域に密着した魅力ある事業活動を展開させていただきますことを御期待申し上げます。ま

た、本年10月から開始されますインボイス制度に対する会員の皆様方への周知・広報にご協力いただくなど、インボイス制度の円滑な導入にご貢献いただいたことに感謝を申し上げます。また、深く敬意を表する次第であります。

さて、間もなく、令和4年分の所得税等の確定申告期を迎えることとなります。新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するためには、パソコンやスマートフォンからのe-Tax申告が最も有効であります。特に、令和5年1月からは青色申告決算書もスマートフォンで作成が可能となりました。署といましては、更なるe-Tax推進に取り組みしておりますので、会員の皆様方におかれましても、ご自宅等からのe-Tax申告についての御理解と積極的な御利用をお願い申し上げます。

本年も税務署では、確定申告会場での混雑緩和を図るため「入場整理券」を利用した入場制限を行うこととしております。「入場整理券」は、LINEアプリで事前に入手することができますが、当日配布により入手することもできます。

結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人厚木法人会の益々の御発展、また、会員並びに御家族の皆様方の御健勝と御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



# 栄えある表彰 おめでと〜うございませう

## 納税道義の高揚と正しい税知識の普及・推進等に 功績のあった方々が表彰されました

### ■納税表彰式

去る11月17日、厚木商工会議所大会議室において、令和4年度の厚木税務署納税表彰式が開催され、署長表彰並びに署長感謝状が贈られました。

なお、本会関係の受表彰者は左記のとおりです。

◎厚木税務署長 表彰受表彰者(敬称略)

西 剛 輝 (株)東明サイエンス

◎厚木税務署長 感謝状受表彰者(敬称略)

春日 清則 (有)ケイマリー

大橋 啓子 (有)大橋硝子建材



▶厚木税務署納税表彰式(法人会関係受表彰者)

### ■納税功労表彰式

11月30日、神奈川県厚木合同庁舎会議室において、厚木県税事務所長納税功労表彰式が行われました。

なお、本会関係の受表彰者は左記のとおりです。

◎厚木県税事務所長

納税功労表彰受表彰者(敬称略)

中野 能孝 (有)エヌケイハウジング

### 源泉部会が

#### 租税教育向けの下じきを寄贈

源泉部会は、厚木愛甲地区(32校)の小学6年生を対象にした租税教室の開催にあわせ、子どもたちの納税意識の向上のため、税金の役割や使われ方などが記載された租税教育向けの下じき(約2800枚)を児童に配付していただくよう各小学校へ寄贈しました。



## フォト・ピックアップ

### ◀地域ふれあい講演会

10月19日、厚木市文化会館において、本会主催の第17回地域ふれあい講演会を開催しました。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。今回は、フリーアナウンサーの福澤朗氏を招き「NOチャレンジNOライフ!地域や社会を活性化するコミュニケーション術」をテーマにオンライン配信併用で行い、約400名の参加者のもと、笑いとユーモア溢れるテンポの良い話で大変好評でした。なお、同講演会は厚木市の共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体ならびに受託保険会社から協賛をいただきました。



### ▼女性部会

日帰り旅行会/山梨方面(10月12日)



### ▼源泉部会定例研修会(11月7日)



▲県法連青年部会  
情報交換会(10月20日)

# 税務署からのお知らせ

## 令和4年分の所得税等の確定申告

### ◆スマホでe・Tax

新型コロナウイルス感染リスクの軽減のためにも、ご自宅からのe・Taxをぜひご利用ください。会場で長時間並ぶ必要がなくなり混雑を回避できるので感染リスク軽減に最も有効です。

### 1 国税庁HPにアクセス

スマートフォンやパソコンで作成できます。

### 2 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書などが作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

### 3 e・Taxで送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信  
読取対応スマートフォン又はICカードリーダーライターをご用意ください。

### ②IDとパスワードで送信

ID・パスワードは、事前の届出が必要です。申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。(ID・パスワード方式は暫定的な対応です)

### 給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り！



『確定申告書等作成コーナー』にアクセス！

### ◆厚木税務署「申告書作成会場」開設

2月6日(月)～3月15日(水)

※土、日及び祝日を除く。

ただし、2月19日及び2月26日の

日曜日は開場しません。

相談受付 午前8時30分～午後4時

当日の「入場整理券」を会場で配付します。なお、「入場整理券」の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります。

「入場整理券」は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加していただくことで事前に日時指定の入場整理券を入手できます。

■問合せ先 厚木税務署

電話(221) 3261(代表)

## 不審なメールや偽サイトにご注意ください

現在、還付金の振込先等の入力を求めるメール及び同メールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。アクセスすると被害を受ける恐れがありますので、ご注意ください。

国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp/>です。

国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

また、国税庁(国税局、税務署を含む)では、還付金の振込先等の入力を求めるメールを送信することはありません。

不審なメールを受信した場合や、国税庁ホームページをかたるサイトを発見した場合は、「税務行政に対するご意見・ご要望」よりご連絡をお願いいたします。

既に不審なメールや偽のホームページに関する情報をご連絡いただいた方におかれましては、貴重な情報のご提供ありがとうございます。

個別の回答は行っておりませんが、ご提供いただいた情報をもとに関係機関と連携して対応を行っております。

### ●税務行政に対するご意見・ご要望

[https://www.nta.go.jp/suggestion/iken/information\\_form.html](https://www.nta.go.jp/suggestion/iken/information_form.html)



### ●不審な電話や振り込め詐欺にご注意を

<https://www.nta.go.jp/information/attention/attention.htm>



「フィッシング対策協議会」のホームページに、フィッシング詐欺の詳細が掲載されております。

怪しいと感じられましたら、以下をご参照ください。

### ●フィッシング対策協議会のウェブサイトはこちら(外部サイトへ)

<https://www.antiphishing.jp/>





令和5年10月から  
消費税インボイス制度が始まります。

消費税  
インボイス  
制度

登録を予定されている事業者の方へ  
**登録申請はお早めに!**

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax   
をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」、をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。



e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や  
オンラインでの  
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、  
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンターなどをご案内しております





## チャレンジが決め手

未来事業株式会社 代表取締役  
吉岡 憲章 経営学博士 (Ph. D.)

今年の干支は兎年「癸卯（みずのと・う）」ですが、どのような年になるでしょうか。「卯」は穏やかなうさぎの様子から安全、温和の意味があります。

また、うさぎのように跳ね上がるという意味があり、卯年は何かを開始するのに縁起がよく、希望があふれ、景気回復、好転するよい年になると言われています。

### 今年を好転の年にする

2020年2月ころから始まった新型コロナウィルスが世界中を襲撃し、多くの人々の生命を奪うとともに、社会的・経済的にも大きな打撃を与えました。私たち中小企業が受けた

経済的な影響は、特に飲食業、観光業、アパレル業など消費に直結する業界の需要低迷は大変なものがあります。さらに、極端な円安やウクライナ紛争による物価上

昇は、昨秋の段階で消費者物価指数が前年比3.6%UP、企業物価指数は9.7%UP。特にエネルギーや鉄鋼などは急騰状態であり、企業活動も個人の生活にも大きな影響を及ぼしています。

昨年1年間を振り返りますと、このように私たち社

### これまでのやり方を続けると

このように世の中が大きく変動して不況に襲われた時、経営者は「この景気はいつごろになったら回復するだろうか」「ムダを省いて何とか持ちこたえよう」とか「もう少し売上を上げよう」と思います。

今までの事業のやり方をもう少し改善すれば、乗り切れる、と思うことでしょ

会全体、なかでも中小企業

の経営にとつて、外部環境の変化はこれ以上の言葉にできないほどの厳しいものがありました。

ということは、冒頭に記しましたように、今年は兎年にちなんで景気回復、経営好転を目指してチャレンジする年にしたいものです。

しかし、いくら頑張っても会社を取巻く経済環境は一向に良くならない。

毎日、毎月赤字が増え、やがてにっちもさっちも行かなくなり、取り返しがつかなくなり最悪の状態になってしまう。

これがコロナにかかわらず外部環境が大きく変化した場合の経営破綻までの典型的な道なのです。

### 人材の育成で壁を乗り越える

私たち中小企業がコロナパンデミックや為替変動により受けたショックは、会社の収益・財務内容にも大きな

な影響を与えました。さらにこれらは経営者の考え方にも、従業員の仕事のあり方にも大きな変化を

もたらしたと思います。

私たちは、今年こそこれらの障壁を乗り越えて次の成長に向かって進んで行かねばなりません。

企業はMが主体となって構成されています。

Man(人)、Money(金)、Machine(機械)、Material(材料)、Method(方法)そしてMarket(市場)などのように。

しかし、その中でも最初のMすなわち「人」が企業の主体であることに異論を挟む余地はないでしょう。

まして、中小企業の最大の財産は「人」であることは大企業の比較にもならないほど大きいと言えましよう。

経営者や幹部の方々は心を合わせて経営にあたって

いるでしょうか。会社の中は活気がみなぎ

っているでしょうか。皆がどんと意見を出し合っている職場になっているでしょうか？

社員たちの頑張りを会社は正當に評価しているでしょうか？

さらに組織も人事も躍動的に変身を続けているでしょうか？

## 成長にチャレンジする社長の姿勢

会社が創業されてから今まで、多くの社員がわが社の経営を支えてきてくれたことでしょうか。

その歴史のなかで、現在の会社の風土ができてきたわけです。これを「社風」といいます。

ほんわかと温かい雰囲気、厳しくピリピリしている社長の顔色をうかがっている社員たち、放任ではないかと思えるほど方針も指示も出さない上司、周囲に壁を張り巡らせてマイペースを貫く幹部たち、計画を達成すると社長はじめ皆から賞賛を受ける仲間たち……このようにいろいろな社風がそれぞれの会社にはあります。

では、この社風を先頭に立って築いていくのは誰なのでしょう？ その答えは当然社長でしょう。

ます。

今どきチャレンジなどは古い、学校のクラブ活動だつてチャレンジなんてことを言うと言はバワハラと訴えられるような風潮がありそうです。

しかし、何ごともこのチャレンジがなくては前進はありません。なぜならチャレンジの反対語は「石橋を叩いて渡らない」なのですから。

何にチャレンジするかというのですが、それは利益創出に徹底的に挑戦、計画や目標達成に徹底的に挑む、自分の夢に向かって駆け上る……というように、会社や部門や自分自身の目標を明確にしてそれを達成させることに全力でチャレンジするという社風です。

厳しい経営に追い込まれている会社は、ほぼ例外なく計画も目標も霧の中、たとえ成果を上げて褒められるわけでもなく、失敗しても叱られることもない、できない理由ばかり議論し

あ、責任は自分以外にあるような、こんな社風がほとんどといってもよいでしょう。

いつも、社長自身がおのれに厳しい姿勢で、目標に向かつて突き進んでいけば、チャレンジするのが当たり前な社風になります。

## 会社を發展させていく姿はただ一人の責任

経営の神様と言われる松下幸之助翁が経営者に対してこのように論じておられます。

「企業の大小を問わずトップが率先垂範していけば、一切の問題は解決することができます。会社を發展させていく姿はそのトップの責任だ。部の責任は部長ただ一人の責任、課の責任は課長一人の責任、そして会社なら社長ただ一人の責任である」。

いま、無謀にもロシアに侵略されているウクライナの悲劇が繰り返し報道され胸を痛めています。一方わが国や家族を守

社員を素晴らしい人材に育成するとの熱意を持って、彼らに明確な目標を与えて接していれば、彼らもそれに応えてくれます。

経営者と社員が一致団結すれば少し古い言い方ですが強力軍団ができあがることになるのです。

するために大統領以下国民が心を一つにして頑張っている姿を見ると、どんなに厳しい環境でもトップが先頭に立てば皆が力を発揮できるのだと確信できます。

コロナなど世の中が大きく変動するときこそ、会社が良いくなるのも悪くなるのも、すべてこの「チャレンジ社風」によって支えられるということを改めて認識していただきたいと思えます。

本年も皆様の会社がますますご繁栄されることを心からお祈り申し上げます。



# 衰退途上国日本からの脱却!

経営評論家 疋田文明

第二次世界大戦後の日本の復興はすさまじかった。

荒廃のなから立ち上がり、1980年代にはジャパン・アズ・ナンバーワンの称号を手にするまでになった。

そんな日本がバブル崩壊後は、活力を取り戻すことができないままに30年を経過させ、「衰退途上国」と揶揄されるまでになってしまった。「衰退途上国」とは、低い成長率を続けて世界から取り残されていく国のことだと、経済学者は指摘している。

たしかに現実をみれば、日本は「衰退途上国」のレッテルを貼られてもいたしかたない。

しかし、このままでいいわけがない。どうすれば「衰退途上国」から脱却できる

のか。

筆者は、20世紀前半に活躍した経済学者シュンペーターに学ぶべきだと考えている。シュンペーターは、経営者のタイプをふたつに分けて、次のように指摘している。

「既存の企業を、単に循環的に経営していく『経営管理者』と、つねにイノベーションを遂行していく『企

業家』(アントレプレナー)がいるが、経済と社会を進化させていくのは、内部からイノベーションをおこす『企業家』だ」。

いうまでもなく、日本を「衰退途上国」から脱却させるためには、より多くの「企業家」が出てくること  
が不可欠のだが、日本企業はイノベーション下手だと言われている。

それでは、イノベーションとは、どのようなことなのか?

## 現状打破の精神こそ

の言うイノベーションとは、日本語に訳せば、「技術革新」ではなく、「新結合」(ニユーコンビネーション)を意味している。シュンペーターは、「イノベーションはゼロからの創造ではない。すでにあるものを結合して発展させればよい」とも言

う。

それなら、業種、業態を問わずイノベーションを実践することはできるはずだ。

たとえば、セールスフォース・ドットコムは業務用ソフトをネット上で販売するというビジネスは、創業者のマーク・ベニオフが、アマゾンの買い物サイトと、勤務先だったオラクルの業務ソフトを結合させたものだし、金融とデジタル技術を結合させて生まれた「フィンテック」、アグリ(農業)とデジタル技術が結びついた「アグリテック」：こうした例は無数にあるが、これがイノベーションの本質なのだ。

「つねにイノベーションを遂行する」ために求められるのは、現状打破の精神だが、現状に満足している人のほうが多いのではないだろうか。

老子は、「足ること(満足する)を知るものは、心の豊かな人である。いかに千万の富を積んでも、満足

を知らず、なおもほしいと望む心があるものは、心の貧しい人である」と言う。

満足することを知らない人は、心貧しいだけでなく、リーダーとして、終わりを全うできないケースが圧倒的に多い。

帝王学の書として知られる『貞観政要』には、「欲をほしいままにすると禍を招くようになる」とある。秦の始皇帝は、欲望のまま阿房宮のような広大な宮殿を建築して、多くの民衆から非難され、二世皇帝胡亥の代に起きた反乱が引き金となった秦は滅んだ。

隋の煬帝は、自分の欲望のままに国中の美人、財宝を集め、豪華な建築物を構築し、国力を疲弊させて滅んでしまった。

ビジネスの世界でも、カロス・ゴーン氏は、ほしのままに報酬を受け取り、罪に問われたが、同じような例は枚挙にいとまがない。

それだけに、人間として「足るを知る」ことは非常



に大事だが、こと企業経営においては、現状に満足しては、発展できないことを肝に銘じておく必要がある。

「失われた30年」と言われるような経済環境の中でも、発展している企業があるが、そうしたところに共通しているのは、「現状の成功に満足せずに、イノベーションに取り組んでいる」ところだ。

「いいものがやがてダメになる」のは、経営の世界では永遠の真理といってもいい。

「いいときに満足することなく次の手を打つ」こと、すなわち「現状打破」が、ビジネスでは何より大事だと考えないといけないと思う。

アマゾンのジェフ・ベゾス氏は全社員に、あらゆる業務について「もっといいものにするにはどうすればいいのか、効率を上げるためにどうすればいいのか」と、問いかけているといい、

現場ではとにかく、現状に疑問を呈することを求めているという。

ところが、多くのトップは、現状を打破することを躊躇する。

現実には、意思決定において、「現状維持バイアス」に陥る傾向が見受けられると、多くの行動経済学者が指摘し、その理由を次のように説明している。

「人間は、基本的に現状

### 真の企業家たれ

日本の多くの企業は、なにもしないでいることの罪よりも、なにかした結果の失敗を厳しく罰する傾向が強い。

したがって、現状維持を望む人間が多いとされていて、これが日本企業の活力低下につながっている、と筆者は考えている。

リスクを避けて現状を維持することが最大のリスク、と指摘する先達もいる。

ビジネスにおいては、現

維持を志向する。人間の心の奥底には、ダメージから自分を守りたいという願望がある。現状を打破するために行動を起こすということには責任がともなう。結果、失敗すれば、批判され、後悔することになる場合もある。そのうえ、人間は損失を回避したいという習性があるので、現状がよほど嫌でもない限り、行動することを躊躇するのである」。

維持は衰退を意味すると考えるべきなのだ。ビジネスを遂行するうえで、つねに考えないといけないのは、「経営全般において、現状はベストではない」ということだ。

いまベストだと考えていることは、過去の経験をベースにしているが、仕事をすすめていく過程で、経験を積み重ね、スキルも向上していく。

それだけに、つねに「も

っといい方法はないのか」と考える必要があるということだ。

現状打破とは、現状を批判しているわけではない。現状のベストが、いつまでもベストではないことを理解してほしいのだ。

イノベーションを実践するうえで、経営者が考えないといけないのは、流行に惑わされないことだ。

流行とは、やがて流行らなくなることを意味している。流行に左右される事業分野なら、やがて流行るものを探さないといけない。

では、やがて流行るものはどうすればわかるのか？

「住宅ローン」「車内吊り広告」「ターミナル百貨店」「高校野球（当時は中等学校）の夏の大会」「80銭均一ストア」等々、日本初の新しい事業を次々に手掛けて成功させた小林一三さん（阪急・東宝グループの実質的創業者）は、「僕の事業というものは、その時々現状にベストを尽くす結果生まれたものである。仕事にベストを尽くせば、感性が磨かれてきて、顧客が次に求めているものが見えてくる」という。

イノベーションは、現状の仕事に満足するのではなく、ベストを尽くすことで可能になると考えたい。イノベーションとともに、シユンペーターの言葉で、よく知られているものに「創造的破壊」がある。

創造的破壊とは、経済が停滞してくると、経済構造に内部から革命が起き、古い構造が破壊されて、新しい構造が生み出されることを意味している。

日本では「失われた30年」の間、創造的破壊が起らなかったことで、低成長を余儀なくされてしまったのだ。

日本企業の経営者の一人でも多くが、シユンペーターのいう「企業家」になることが、「衰退途上国」から脱却する道だと、筆者は考えている。

# せいきんクイズ

選で10名(1社1名まで)に粗品を進呈いたします。  
締切/令和5年1月31日まで

Q 以前は、テレビで多くの時代劇が放送されていましたが、最近では、現代ドラマ等に比べて撮影に多額の費用が必要などの理由から、その数も少なくなりました。ところで、作家の中には様々な勤務経験がある方も多いですが、次の有名な時代劇作家のうち、国税の勤務経験がある作家は誰でしょうか?

- 吉川 英治
- 池波 正太郎
- 藤沢 周平

## 応募方法

(税務大学校「税の歴史クイズ」)

答えと氏名、住所、会社名を明記のうえ、郵便もしくはFAXで事務局までお送りください。正解者の中から抽

選で10名(1社1名まで)に粗品を進呈いたします。  
締切/令和5年1月31日まで

Q 以前は、テレビで多くの時代劇が放送されていましたが、最近では、現代ドラマ等に比べて撮影に多額の費用が必要などの理由から、その数も少なくなりました。ところで、作家の中には様々な勤務経験がある方も多いですが、次の有名な時代劇作家のうち、国税の勤務経験がある作家は誰でしょうか?

- 吉川 英治
- 池波 正太郎
- 藤沢 周平

## 応募方法

(税務大学校「税の歴史クイズ」)

答えと氏名、住所、会社名を明記のうえ、郵便もしくはFAXで事務局までお送りください。正解者の中から抽

## 広報用看板を設置

当会会員の東横交通㈱様のご厚意により、敷地内(厚木市中町)にe-TaxとeLTAXの利用推進を図る広報用看板を新規に張り替えました。



## 県市町村の庁舎に懸垂幕を設置

国税庁の「税を考える週間」協賛行事の一環として、11月の1ヶ月間、当会管轄区域内の神奈川県厚木合同庁舎、厚木市、愛川町、清川村の庁舎へ納税意識の高揚を図る内容の懸垂幕を設置しました。

(写真は清川村)



建ち並ぶようになりました。俳優税が課税された背景には、人々が都市に集まってきたことや、雇用形態の変化から定収と定休が得られる人が増えたことなど、社会全体にゆとりができて娯楽が発展したことが挙げられます。

ちなみに、劇場に関する地方税としては他にも興行主が納める興行税や、入場した観客が納める観覧税など多くの府県で課税されてきました。このうち、観覧税は昭和13年に入場税という名称で国税にもなり、一時期地方税に移譲されていた期間を挟みながら、平成元年の消費税導入まで存在していました。

(参考…税務大学校「税の歴史クイズ」)

# ◇スケジュール◇

決算法人説明会

◇1月20日(金) 13時30分

会場/厚木商工会議所会議室

新設法人説明会

◇2月6日(月) 13時30分

会場/厚木商工会議所会議室

決算法人説明会

◇2月7日(火) 13時30分

会場/厚木商工会議所会議室

源泉部会研修会《別紙参照》

◇2月9日(木) 15時00分

会場/厚木アーバンホテル

改正税法説明会《別紙参照》

◇2月15日(水) 15時00分

会場/厚木商工会議所会議室

決算法人説明会《1回目》

◇3月2日(木) 13時30分

会場/厚木商工会議所会議室

決算法人説明会《2回目》

◇3月16日(木) 13時30分

会場/厚木商工会議所会議室

※ いずれも事前のお申し込みが必要です。(定員になり次第締め切ります。)

また、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止になる場合がありますので予めご了承ください。

### 【事務局からお願い】

会社名、代表者名、所在地、資本金等が変更された場合は、法人会事務局(電話221-1055)までご連絡をお願いいたします。



### 新型コロナウイルスに関する対策リンク集

本会HPには、「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」（政府・行政機関等からのご案内）を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、テキストや研修用動画を多数公開しておりますので、ご活用ください。

#### テキスト

- ◇令和4年度税制改正のあらまし
- ◇わかりやすい会社の決算・申告の実務(決算法人用)
- ◇新設法人のための会社の税金ガイドブック(新設法人用)

#### 研修用動画

- ◇これだけは知っておきたい「決算」対策(決算法人用)
- ◇経営に差がつく！知って得する「税」のお話(新設法人用)

### 【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所  
厚木市旭町2-2-18  
電話(046)229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明  
愛川町春日台5-4-8  
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人  
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階  
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所  
厚木市栄町1-5-4-504  
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所  
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階  
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所  
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301  
電話(046)221-5556

### 新入会員紹介

期間 [令和4年10月~令和4年11月]

地区・支部名	会 員 名
妻 田	琉心興業 株式会社
南 毛 利 北 西	有限会社 蛭間商事
南 毛 利 南	株式会社 玉城土建

※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

### 会費の口座振替制度のご利用について

当会では、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月15日までに手続きされた方は、令和5年度分(令和5年4月~令和6年3月)の会費から自動引き落としができます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで

### インターネットセミナーのご案内

#### 本会ホームページから無料で視聴できます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。



多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。  
◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

ぜひきんクイズ、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)  
公益社団法人 厚木法人会 事務局  
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808  
E-mail info@amator.jp

#### 個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

### ホームページも是非ご覧ください。

厚木法人会 検索

QRコード



<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>

# 税に関する 絵はがきコンクール

令和4年度  
入賞作品

女性部会では、租税教育活動の一環として、管内（厚木市・愛川町・清川村）の小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。（応募総数 小学校6校から104作品）



貴

厚木法人会長賞  
緑ヶ丘小6年生 鈴木映菜さん



貴

厚木税務署長賞  
中津小6年生 熊坂悠斗さん



貴

女性部会長賞  
中津小6年生 中橋あゆみさん



貴

優秀賞  
中津小6年生 望月ハナ裕紀さん



貴

佳作  
三田小1年生 島田結愛さん



貴

佳作  
中津小6年生 知念桜さん



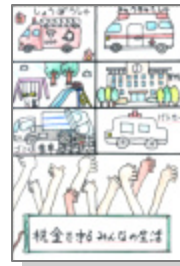
貴

佳作  
中津小6年生 遠藤望結さん



貴

佳作  
中津小6年生 大野咲季さん



貴

佳作  
戸室小6年生 金光柚紀さん

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

# e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。



※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするこんなメリットが！

添付書類の提出省略（注）

還付がスピーディー

〔注〕法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

